

原油・物価高騰による生活困窮者支援団体補助金 (新型コロナウイルス感染症対策) 補助金申請要領

1 趣旨

この要領は、原油・物価高騰による生活困窮者支援団体補助金（以下「補助金」という。）を申請するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化により、物価高騰の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するために、地域で生活困窮者支援活動を行う団体を対象として、補助金を民間団体に交付する。

3 補助対象事業

(1) 事業対象期間

令和5年4月1日（土）～令和6年2月29日（木）

(2) 事業に対する補助率等

補助率：補助対象経費の10/10以内

補助上限額：50万円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする。

- ・ 食料や日常生活用品と物資支援に必要な物品購入費
- ・ 相談者に物品を届ける送料・運搬経費
- ・ 居場所づくりに必要な借り上げ料
- ・ Wi-Fi等の通信環境整備にかかる経費
- ・ 支援に係る人件費、印刷製本費、光熱水費、雑役務費等

5 応募資格

以下の（1）から（5）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 自立支援機関と連携して生活困窮者の自立を支援している団体であること。
- (2) 今回の物価高騰等により、支援に係る事業量が増加したとプラットフォームによって認められること。
- (3) 補助金等の経理を確実に行うことが可能であること。（団体の規模は不問）
- (4) 事業計画書を作成すること。
- (5) 事業成果を公表することに同意すること。
 - ※ 対象となる経費は、物価高騰等に伴って、支援ニーズが増加したために発生する費用であること。
 - ※ 1団体1申請とすること。

6 申請期間

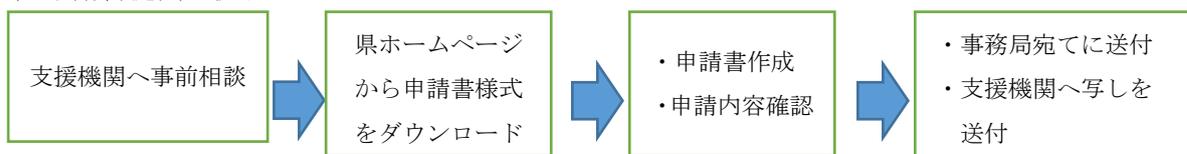
令和5年7月25日（火）～8月24日（木）

※当日事務局に必着

7 応募手続き

業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

(1) 申請書提出の流れ



(2) 提出書類及び部数（各1部をイ～ヲの番号順に並べて提出すること）

- イ 申請書（様式第1号）
- ロ 事業計画書（様式第2号）
- ハ 収支計画書（様式第3号）
- ニ 団体等の概要及び活動状況（様式第4号）
- ホ 自立相談支援機関連携証明書（様式第1号 別紙）
※ 自立相談支援機関連携証明書は、支援機関へ事前相談の際に作成を依頼し、申請書に添付すること。
- ヘ 支援ニーズが増加していることが確認できる書類
※ 任意書式・利用者が増加していることがわかる書類等
- ト 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）
※ 旅費を計上する場合で旅費規程がある場合、写しを添付してください。
- チ 民間団体の実態が分かる書類（履歴事項全部証明書等）
（法人の場合）履歴事項全部証明書（原本）※申請日以前3ヶ月以内に取得したもの
（個人事業主の場合）身分証明書（顔写真付）等
- リ 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）
（法人の場合） 貸借対照表、損益計算書 ※直近の決算年度のもの
（個人事業主の場合）確定申告書の写し
- ヌ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書（原本）
※ 宮城県各県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書
※ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ル その他事務局が必要と認める書類
- ヲ その他知事が必要と認めた書類（指示があった場合のみ提出）
※紙資源の節約のため、両面印刷等により資料作成を行うこと。

(3) 提出期限

令和5年8月24日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県保健福祉部 社会福祉課 生活自立・支援班

(4) 提出方法

郵送又は持参による。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「申請書」と明記し、上記提出期限必着とする。

(5) 留意事項

- イ 申請は1社1件とする。
- ロ 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求

めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。

ハ 提出された書類は返却しない。

ニ 申請に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

8 審査及び交付決定

(1) 審査方法

- ・ 本補助金の審査は書面により行うので、提出資料の不備や不足がないよう提出すること。
- ・ 提出書類の不備や不足があった場合は補正や提出を求めた場合は速やかに対応すること。

(2) 主な審査項目

- ・ 自立相談支援機関との連携状況
- ・ 生活困窮者への支援内容
- ・ 事業の目的・必要性
- ・ 実現可能性・スケジュール
- ・ 事業実施による効果
- ・ 収支計画等の妥当性

9 その他

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）により開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。